

横福指第 211 号
令和 4 年（2022 年）11 月 10 日

指定認知症対応型共同生活介護事業所等 管理者様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

運営推進会議を活用した評価の実施等について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「地域密着型サービス基準」という。）」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合も含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号、老老発 0327 第 1 号）」の改正に伴い、運営推進会議を活用した外部評価等について、本市における取扱いを通知します。

なお、これまでの「外部の者による評価」との選択が可能である旨申し添えます。

記

- 1 外部評価と運営推進会議との関係について
運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなします。
- 2 評価の実施方法について
事業所ごとに自己評価を行い、運営推進会議で報告し、構成メンバーから外部評価を受けてください。評価の手順については、別紙 1 「評価の実施方法について」に従ってください。
- 3 様式等について
別紙 2 「自己評価・外部評価表」及び別紙 3 「目標達成計画」を使用してください。
- 4 外部評価の緩和適用と運営推進会議の関係
外部評価の実施回数の緩和の適用を受けることのできる要件の 1 つに「実施回数の緩和の適用を受ける年度の前 5 年間において継続して外部評価を実施していること」

がありますが、運営推進会議における評価を行った場合、この継続年数に算入することはできません。継続年数に算入することができるのは、地域密着型サービス基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られます。

事務担当

横須賀市民生局福祉こども部

指導監査課介護第1係

TEL 046-822-8162/FAX 046-827-0566